

水道法第34条の2の規定に基づく簡易専用水道の定期の検査（1）

1. 水道法第34条の2規定に基づく簡易専用水道の定期の検査の内容

簡易専用水道の管理（水道法第34条の2）と管理基準・検査（水道法施行規則第55条・56条）

簡易専用水道の設置者は、管理基準（毎年1回以上の清掃を含む）に従い受水槽以降の給水施設を衛生的に管理し、その管理状況について毎年1回以上定期的に検査を受検する。

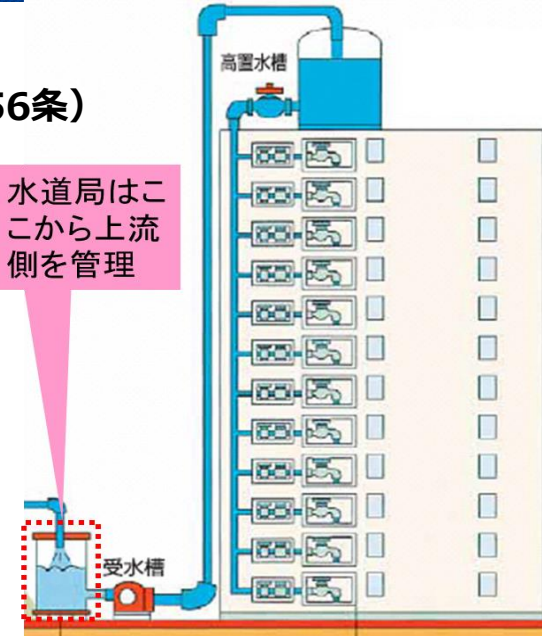
管理基準(施行規則第55条)

1. 水槽の定期的な掃除（毎年1回以上）
2. 水槽の点検等の汚染防止措置
3. 異常を認めたとときの水質検査
4. 健康を害するおそれがある場合の給水停止等の措置

定期の検査における検査事項 (厚生労働省告示第262号)

1. 施設及びその管理状態に関する検査
水槽本体・内部・周囲、通気管、給水管等の状態
2. 給水栓における水質の検査
臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素
3. 書類の整理等に関する検査
図面、清掃記録など

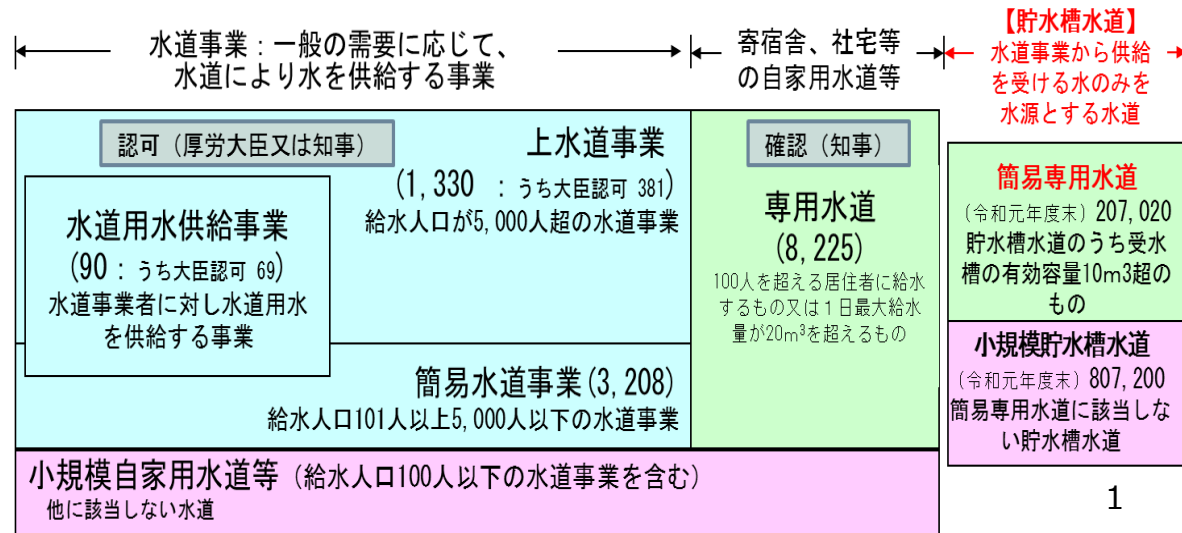
水道局はここから上流側を管理



(簡易専用水道のイメージ)

2. 規制の背景

- ・ 昭和32年水道法制定時、貯水槽以下の水道はビル等の設置者自身が設置するものであり、その給水の設備や使用の実態等についての把握が困難であるので、基本的には設置者の自主的管理に委ねることが適当と判断された。
- ・ しかし、都市化が進むにつれて貯水槽水道が多くなったため、昭和52年から一定規模以上の施設が簡易専用水道として水道法の規制対象とされた。
- ・ 貯水槽水道（水道事業者から供給を受ける水のみを水源とするもの。）のうち、受水槽の有効容量が10m³を超えるものを簡易専用水道としている。



水道法第34条の2の規定に基づく簡易専用水道の定期の検査（2）

3. 規制の趣旨と制度概要

- ・ 簡易専用水道には浄水処理施設や消毒設備がなく、貯水槽等に異常があった場合には直接的に利用者の健康被害を生じるおそれがある。
- ・ 水道事業者より水質基準に適合した水の供給を受ける前提であるため、簡易専用水道の設置者には定期の水質検査の義務がない。水質検査の代わりに、簡易専用水道の設置者は管理基準に従い施設を衛生的に管理するとともに、年に一回以上その衛生的な管理状態について、第三者（地方公共団体の機関又は登録簡易専用水道検査機関）による検査を受検する規定になっている。

4. 簡易専用水道の管理の実情

- ・ 簡易専用水道の大部分は民間のビルやマンション等であり、全国に約20万施設ある。定期の検査の受検率は80%弱で留まっており、受検した2割程度の施設で何かしらの管理不備の指摘を受けている。
- ・ 簡易専用水道における健康被害を伴う水質異常事案が毎年のように発生しており、検査受検率と管理水準の向上が求められる。



事例① 水槽内の錆



事例② 水槽への生物侵入

5. 現状のPhaseと、Phaseを進めるための課題・対応策

【現状】 検査頻度の緩和措置等はなく、Phase 1にある状況。

【課題】 検査頻度の緩和を適用した場合にも、簡易専用水道の衛生的な管理状態が担保できることが重要。また、大多数の簡易専用水道にとって常時監視設備等の導入はコスト面でハードルが高いと考えられ、導入するだけのメリットが必要と考えられる。

【対応策】 常時監視技術等を用いた先進的な簡易専用水道の管理事例の調査や、有識者からのヒアリング行い、検査頻度の緩和を検討する。

6. めざすPhase

簡易専用水道は、万が一水道事故が起きれば直接的に利用者の健康被害を生じるおそれがあり、また、水質検査等は専門性も高いことから、第三者に検査を委ねることが適当と考える。についてはPhase3を目標とし、常時監視技術等の活用により検査頻度を緩和しうるか検討する。

※医療や福祉施設など、水の安全性に投資意欲がある施設であれば導入を検討しうるものと思料。

【参考】簡易専用水道の定期の検査に係る条文

水道法（昭和32年6月法律第177号）

第34条の2

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

水道法施行規則（昭和32年12月厚生省令第45号）

第55条

法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

第56条

法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 次に掲げる検査を行うこと。
 - イ 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査
 - 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表（以下この項及び次項において「基準の表」という。）の上欄に掲げる事項についての検査
- 二 検査に供する水（以下「試料」という。）の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、九の項、十一の項から二十の項まで、三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。 3